

【本個別利用規約の効力発生日（適用開始日）】

・平成31年4月22日以降にお申込みのお客さま：お申込み時より適用開始

・平成31年4月21日以前にお申込みのお客さま：令和元年8月1日より適用開始

個別利用規約（九州エリア：低圧法人または「ピタでん」以外の家庭向けサービスをお申込み頂いているお客さま）

項目	新	旧
実施日	平成31年4月22日実施 【本約款の効力発生日（適用開始日）】 ・平成31年4月22日以降にお申込みのお客さま：お申込み時より適用開始 ・平成31年4月21日以前にお申込みのお客さま：令和元年8月1日より適用開始	(新設)
2 料金について (3) 契約容量または契約電力	なお、協議により定めた契約容量または契約電力が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合は、この約款の 27（適正契約の保持）にもとづいて契約容量または契約電力を適正なものに変更していただきます。	なお、協議により定めた契約容量または契約電力が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合は、この約款の 28（適正契約の保持）にもとづいて契約容量または契約電力を適正なものに変更していただきます。
2 料金について (4) 料金	<p>料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。</p> <p>イ 従量電灯Bおよび従量電灯C 料金は、この約款別添付料金表（地域別料金表）に定めるところによる基本料金単価および従量料金単価を各々適用して算定される基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、この約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。</p> <p>ロ 低圧電力 料金は、この約款別添付料金表（地域別料金表）に定めるところによる基本料金単価および従量料金単価を各々適用して算定される基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしていたします。電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。</p> <p>イ 従量電灯Bおよび従量電灯C 料金は、別添付料金表に定めるところによる基本料金単価および従量料金単価を各々適用して算定される基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、この約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。</p> <p>ロ 低圧電力 料金は、別添付料金表に定めるところによる基本料金単価および従量料金単価を各々適用して算定される基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしていたします。電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>
3 お客さまからのお申し出による需給契約の終了時の解約違約金について	この約款36(1)にもとづき、お客さまからのお申し出により、需給開始日以降1年目の日以内に需給契約を終了される場合は、解約違約金として2,000円（税別）を申し受けます。ただし、引越し等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする需給契約の終了の申し出の場合であって、お客さまの引越先が当社の供給区域ではないなど、お客さまが当社と新たな需給契約を締結しないことについてやむをえない事情がある場合、当社は、解約違約金を申し受けません。	この約款37(1)にもとづき、お客さまからのお申し出により、料金適用開始の日以降1年目の日以内に需給契約を終了される場合は、解約違約金として2,000円（税別）を申し受けます。ただし、引越し等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする需給契約の終了の申し出の場合であって、お客さまの引越先が当社の供給区域ではないなど、お客さまが当社と新たな需給契約を締結しないことについてやむをえない事情がある場合、当社は、解約違約金を申し受けません。